

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

新潟県 長岡市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 長岡市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

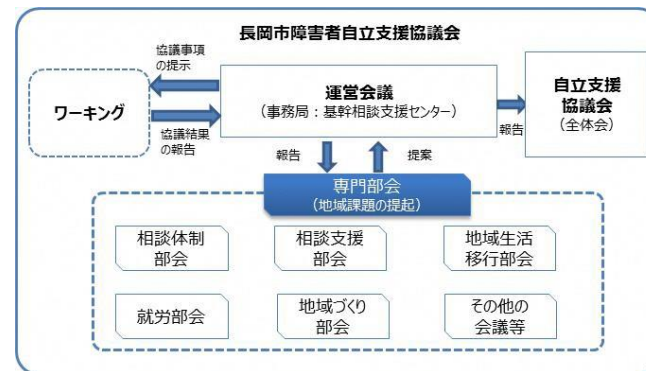
- 人口 273,881人（平成29年4月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年4月現在）
  - ・身体障害者手帳所持者 9,725人
  - ・療育手帳所持者 2,204人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1,706人
  - ・全体の障害者手帳所持者はほぼ横ばい
  - ・精神障害者が顕著な増加傾向
  - ・行動障害、発達障害が増加、高齢の精神障害者が増加
- 長岡市の位置



# 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

## 整備のプロセス

- 市内社会福祉法人が24時間対応「安心・安全コールセンター」事業に取り組んでおり、地域生活支援拠点に近い機能が以前からあった
- 「第4期障害福祉計画」策定時に、社会福祉法人が多機能拠点を作るという話が出たため、多機能拠点整備を目標として位置付け
- 「第5期障害福祉計画」策定時（平成29年4月）より「長岡市障害者自立支援協議会」に検討部会を設置して具体的な検討を開始



## 整備類型

併用整備型  
(多機能拠点と面的整備の併用型)

## 概要

- 豊富な社会資源を活用し、法人間連携をはじめ社会資源を強化・再整備
- 広域市町村の特徴である資源やニーズの違いに対応するため、障害者相談支援事業の再編（地区担当制）による、地域全体で支える体制づくり
- 地区担当制は、高齢者福祉の地域包括支援センターの地区に合わせ、将来的には包括的相談支援体制を見据えて、高齢分野や保健分野等と連携

## 相談

- 障害者相談支援事業の再編を長岡市障害者自立支援協議会 相談体制部会で協議中。地区担当制による地域特性や資源、ニーズを把握
- 地区担当制による相談支援の展開や地区内での連携強化にも期待
- 地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援事業」として24時間対応のコールセンターを2か所に委託し、24時間365日の電話対応、緊急時の受け入れなどを実施、今後の障害者相談支援事業の再編に併せて、役割・機能の再検討

## 緊急時の受け入れ

- 市の地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援事業」として、24時間対応のコールセンターを実施、24時間365日の緊急時の受け入れを行う
- コールセンターの同法人内で受け入れ先を探すのが、確保できないことが多い
- サービス未利用者の虐待通報や夜間通報には、コールセンターが対応
- 行動障害者への対応、重度訪問は未整備

## 体験の機会、場

- 体験の場はほぼ未整備。グループホーム体験は、グループホーム利用前提にとどまっている
- 一人暮らしの体験の場は、環境的にはショートステイで可能だが、空きはなく、「体験」という目的に応じた支援は困難な状況
- 身体障害者の訓練を想定した施設で、一人暮らしが出来るアパートに近い環境であり、体験の場としての活用が考えられる

## 専門的人材の確保・養成

- 基幹相談支援センターが相談支援の人材を育成（保健師がサポート、相談支援専門員へのスーパーバイズ及びOJT、研修会等の実施）
- 障害者自立支援協議会を活用して、人材の確保・養成を検討していく

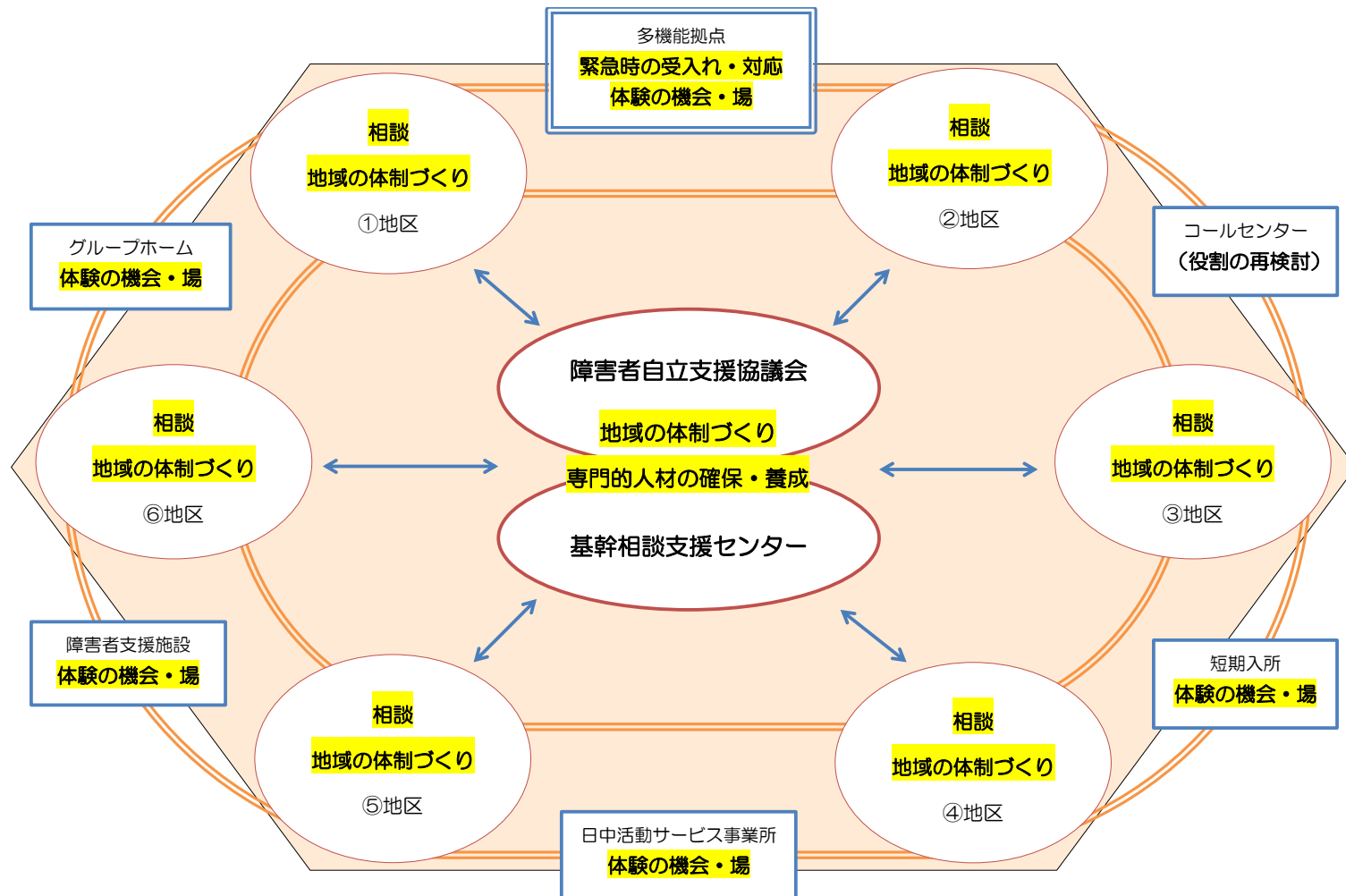
## 地域の体制づくり

- 相談支援体制の再編をもとに、地域づくりは相談支援事業所が担うよう検討
- 障害者相談支援事業の業務として、改めて地域づくり業務を位置付ける
- 地域の体制づくりは、障害者自立支援協議会で継続検討

## その他

「ー」

- 今後、地域分析・ニーズの把握を行い、関係機関や当事者団体等からの意見も集約し、自立支援協議会で地域の実情にあった併用型の整備体制を決定していく



利用事例

1

事例なし



## ● 社会資源の役割の見直しと再整備

すでに様々な取組は行っているが、現在の取組だけでは十分とは言えない調査・ヒアリングを通して、地域分析や地域ニーズをとらえ、社会資源の整備、調整、開発を行っていく

## ● 法人間の連携

長岡市は社会資源が多くあるので、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、具体的にどのような法人間連携が必要なのか、現状を確認する必要がある

## ● 障害者自立支援協議会の活用

障害者自立支援協議会を活用して、体制整備に向けた具体的な取組みを検討していく整備完了後も障害者自立支援協議会において、体制や機能について定期的に検証し整備方針の見直しを行い、障害福祉計画と連動しながら必要な機能の充実・発展を図っていく